

波田白樺ジュニアクラブ運営規定

1. 名 称

本クラブは、波田白樺ジュニアクラブと称し、事務局を松本市波田 4417(武居木材(株)内)とする。

2. 理念と目的

少年軟式野球を通して健全な身体の育成と、スポーツマンとしての秩序と礼儀を鍛練すると共に、野球技術の基本を習得し、そして野球の楽しさを知ることにより、野球の底辺の拡大と発展に寄与します。

野球を通じて世代を超えた親睦を深め、町づくりへの貢献と地域から愛されるクラブチームを目指します。

3. 事業内容

前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 練習
- (2) 各種大会への積極参加
- (3) 審判講習会及びその他行事へ参加
- (4) リクレーション事業の開催

4. 組 織

(1)発起人

本クラブの存続に関わる等の重要事項は発起人の承認で実行するものとする。通常のクラブの運営に関する事項は運営委員会へ委ねるものとする。

(2)運営委員会

本クラブの運営委員会メンバーは運営委員会で決定し、本クラブの運営に対する意思決定機関とする。

(3)保護者会

児童の保護者により構成される。

(4)保護者会役員

本クラブの円滑な運営の為に以下の役員を設けるものとする。任期は1年とする。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 会計 1名 (会計は副会長が兼務することができる)
- ④ 会計監査 1名 (次年度の役員が会計監査するものとする)

* 指摘事項がある場合には、代表へ報告するものとする。

(5) 指導者

野球指導者として以下の体制を執る。

- ① 監督 1名(運営委員会の承認により決定する)

* 監督を補佐する目的で助監督を置くことができる。役割及び決定方法は監督と同様とする。

- ② コーチ 若干名(監督の推薦により決定する。)

以上任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(6) 事務局

本クラブ全体をサポートする目的で事務局を置く。

(7) 審判部

大会時の審判員の要請、割振りを組織内に設置する。

5. 総 会

クラブ総会は年2回開催するものとする。ただし、必要がある場合は臨時に開催する。

総会において以下の事を決定するものとする。

- (1) 保護会役員の承認
- (2) 事業計画(案)
- (3) 会計報告及び収支予算(会計年度は、毎年12月1日に始まり、11月30日に終わる。)

6. 運営規定の改正

本クラブの規定は運営委員会の過半数の議決で改正することとする。

本規定は2018年1月3日から施行する。

(改訂履歴)

*平成14年4月1日制定

*平成17年4月1日改訂。

- ・組織運営の表示追記(理事会、保護者会)
- ・監督の決定方法を追記する。

*平成17年11月27日改訂。

- ・理念と目的を運営規定に明記する。
- ・会計年度を4月から3月を1月から12月に変更する。
- ・役員会に会計を追記する。

*平成18年9月8日改訂。

- ・クラブ名に波田をつけて「波田白樺ジュニアクラブ」とする。

*平成19年1月13日改訂。

- ・会計監査を規定に追記する。

*平成20年1月20日改訂。

- ・会計年度を1月から12月を12月から11月に変更する。

*平成28年2月13日改訂。

4. 組織

- ・理事会を廃止し運営委員会を発足する。
- ・事務局を追加する。
- ・助監督を置くことができる文言を明記する。

*平成30年1月13日改訂

4. 組織

- ・組織内に審判部を設置する
- ・総会は年2回開催する。(年度初めと終わり)